

13 各種相談窓口

全般・手続きについて

13-1 浦安市基幹相談支援センター 身 知 精 難

障がいのある方が地域で生活するための、様々な制度やサービスの利用、申請の援助など、総合的なワンストップ窓口です。障がいがある人もない人も、ともに暮らしやすい地域社会を実現するため、障がい種別を超えて、すべての障がいがある方の自立と社会参加の促進を図っています。個別のご相談に対応するだけでなく、地域の中核的な相談支援機関として、研修会や事例検討の開催、障がいのある方の支援に係わる地域の関係機関との連携会議の開催などを行います。

(相談内容) 日常生活の悩みや不安、福祉サービスに関する情報提供や利用援助、専門機関の紹介や同行、障害福祉制度等の各種制度活用、教育、療育、就労、年金、住まい、成年後見制度のことなど。

相談時間 24時間365日体制

窓口開設時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後7時

土曜日 午前9時から午後5時

※相談員が不在時は、緊急携帯電話で対応します。

浦安市入船5-45-1 浦安市まちづくり活動プラザ内 電話047-304-8822

ファクス047-304-8833 メール tomo-soudan3@patomo.jp

ホームページ <http://www.patomo.jp> 携帯電話 070-5544-2517 (窓口対応時間外)

13-2 浦安市身体障がい者福祉センター

身体障がいのある方の相談に応じ、相談者に必要な障がい福祉サービスや制度、障がい者虐待、その他必要なことについて相談を受け付けています。

浦安市東野1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟1階

電話047-355-2734 ファクス047-305-8988 メール fg.higashino@yukeikai.jp

月曜日から土曜日 午前8時30分～午後5時

13-3 浦安市障がい者福祉センター (きらりあ)

知的障がいのある方の相談に応じ、相談者に必要な障がい福祉サービスや制度、障がい者虐待、その他必要なことについて相談を受け付けています。

浦安市東野1-8-2

電話047-350-8770 ファクス047-350-8766 メール kiraria@keishinen.or.jp

月曜日から金曜日 午前8時15分～午後5時

13-4 浦安市ソーシャルサポートセンター

精神障がいのある方の相談に応じ、相談者に必要な障がい福祉サービスや制度、障がい者虐待、その他必要なことについて相談を受け付けています。

浦安市東野1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟4階

電話047-353-2130 ファクス047-353-2130 メール ssc@chiraku.com

月曜日から金曜日 午前9時～午後5時

13-5 発達障がい者等地域活動支援センターミッテ Mitte

発達障がいのある方の相談に応じ、相談者に必要な障がい福祉サービスや制度、障がい者虐待、その他必要なことについて相談を受け付けています。

浦安市東野1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟3階

電話047-390-7700 ファクス 047-390-7701 メール mitte@chiraku.com

火曜日から金曜日 午前9時～午後5時

13-6 障がい福祉課

身体や知的や精神に障がいのある方の障がい者手帳交付に関する相談を受けたり、障がい福祉サービスの申請受け付けなどを行っています。

市役所 3階 電話(給付係) 047-712-6394 (障がい福祉係) 047-712-6393
ファクス047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp

13-7 社会福祉課

病気や老齢、失業等さまざまな事情で生活に困っている方に対して、生活に関する相談を受け付けています。

市役所 3階 電話(総合相談窓口) 047-712-6856 (生活保護係) 047-712-6390 ファクス047-355-1294
メール shakaifukusika@city.urayasu.lg.jp

13-8 障がい事業課

自立支援協議会の運営、障がい者福祉計画の策定、障害福祉サービス事業所の指定・監査、団体への補助、施設管理などを行っています。

市役所 3階 電話(障がい事業係) 047-712-6397 (施設管理係) 047-712-6398
ファクス047-355-1294 メール shougai-jigyoku@city.urayasu.lg.jp

13-9 社会福祉協議会

地域住民をはじめ関係団体と協働して福祉活動を推進していくことにより、明るく住みよいまちづくりを行っている民間の福祉団体です。福祉資金の貸付、成年後見制度の相談等もしています。

浦安市東野1-7-1 総合福祉センター内 電話047-355-5271 ファクス047-355-5277
メール fukushi@urayasushi-shakyo.jp

高齢者について

13-10 高齢者福祉課

緊急通報装置の貸し出し、配食安否確認サービス、紙おむつの支給等の介護保険以外の高齢者に対する各種給付サービス等に関する事、老人クラブの育成に関する事、特別養護老人ホームの入所に関する事等の相談を受け付けています。

市役所 3階 電話(高齢者福祉係) 047-381-9071 (施設管理係) 047-712-6527
ファクス047-381-0800 メール koureisha@city.urayasu.lg.jp

13-11 介護保険課

65歳以上で介護サービスを必要とする方、または40歳以上65歳未満の医療保険加入者のうち、特定疾病により介護サービスを必要とする方(P.101の16疾病に該当しているかご確認ください。)に対して、要介護・要支援認定申請の受付をします。

市役所 3階 電話(認定係) 047-712-6852 ファクス047-390-7918
メール kaigohoken@city.urayasu.lg.jp

13-12 高齢者包括支援課

介護予防事業や在宅医療・介護連携の推進、高齢者保健福祉計画の策定、認知症施策に関する事などを行っています。

市役所 3階 電話(高齢対策係) 047-381-9028 (介護予防推進係) 047-712-6389
ファクス047-304-8892 メール koureihoukatu@city.urayasu.lg.jp

13-13 ともづな（地域包括支援センター）

高齢者等が住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けられるように、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等が介護・福祉・保健・医療など、さまざまな面で相談を受けたり、必要な支援を行っています。

40～64歳の若年性認知症、末期のがん等の介護保険に関する相談についても相談を受け付けています。

- ともづな 中央（中央地域包括支援センター）
（担当地区）猫実（1・2丁目）・堀江・富士見・鉄鋼通り・港・千鳥
市役所3階 電話047-381-9037 ファクス047-304-8892
メール houkatu@city.urayasu.lg.jp
- ともづな 浦安駅前（浦安駅前地域包括支援センター）
（担当地区）猫実（3・4・5丁目）・当代島・北栄
浦安市北栄1-1-16 電話047-351-8950 ファクス047-351-8955
- ともづな 新浦安（新浦安駅前地域包括支援センター）
（担当地区）海楽・入船・美浜
浦安市入船1-2-1（新浦安駅前プラザマーレ内）電話047-306-5171 ファクス047-306-5173
- ともづな 高洲（高洲地域包括支援センター）
（担当地区）明海・日の出・高洲
浦安市高洲9-3-1（浦安市特別養護老人ホーム内）電話047-382-2424 ファクス047-382-2435
- ともづな 富岡（富岡地域包括支援センター）
（担当地区）東野・富岡・今川・弁天・舞浜
浦安市富岡3-1-9（富岡交番隣）電話047-721-1027 ファクス047-721-1026
- ・ともづな富岡（富岡地域包括支援センター）東野支所
浦安市東野3-4-11（ASMACI浦安1階）電話047-314-1085 ファクス047-314-1071

こどもについて

13-14 こども発達センター

心身の発達に気がかりのあるお子さんが地域において自分らしく健やかに育ち、ご家族が安心して子育てができるように支援を行っています。お子さんの成長・発達で気になること、心配なことがありましたら、まずお電話をください。

浦安市東野1-7-1 総合福祉センター内 こども発達相談 月曜日から金曜日
電話047-355-5242 ファクス047-355-3140 メール ko-hattatu@city.urayasu.lg.jp

13-15 母子保健課

妊産婦や乳幼児の健康に関するさまざまな相談に応じています。

乳幼児の発育発達・育児相談や、妊産婦の健康相談、栄養・食事相談、歯科保健相談のほか、子育てケアプランの作成、出前講座などの健康教育や予防接種・各種健診のご案内も行っています。

- 妊産婦・乳幼児の健康相談 電話047-381-9058
- こどもの予防接種の相談 電話047-381-9034
- 子育てケアプランの作成 電話047-381-9034
浦安市猫実1-2-5 健康センター 1階 ファクス047-381-9083
メール boshih@city.urayasu.lg.jp

13-16 こども課

児童手当・子ども医療費の支給・助成、また、ひとり親家庭に対する各種手当・医療費の支給・助成業務などを行っています。

市役所2階 電話047-712-6424 ファクス047-304-1505
メール kodomo@city.urayasu.lg.jp

13-17 こども家庭支援センター

(家庭児童相談) 18歳未満の子どもについての相談、家族関係や児童虐待に関する相談を受け付けています。必要に応じて、他機関への紹介も行っています。

(ひとり親・婦人相談) ひとり親家庭および寡婦の方の福祉資金の貸付・婦人の心配ごとなどについて相談員が応じます。

○家庭児童相談 電話047-350-7867 ○ひとり親・婦人相談 電話047-351-7698

○こども虐待ホットライン 電話047-351-8041

浦安市猫実1-2-5 健康センター 地下1階 ファクス047-355-1143

メール kateishien@city.urayasu.lg.jp

13-18 教育センター (まなびサポート事業)

保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校生活で特別な教育的支援が必要なお子さんのために教育的ニーズを把握し、より豊かな園・学校生活を送ることができるよう教育環境を整え、お子さんと保護者・園・学校現場を支援しています。就学・進学・通級・学校生活についての相談を受けています。

担当スタッフ：指導主事、相談員（公認心理師、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士）、特別支援教育指導員、医師等

○教育センターまなびサポート 浦安市富岡1-1-1 (富岡小学校内)

電話047-381-7961 メール kenkyu-c@city.urayasu.lg.jp

13-19 市川児童相談所

児童に関するさまざまな問題や児童虐待に関する相談・通告の受付を行っています。また、必要に応じて児童福祉施設への措置や里親委託を行っています。

市川市東大和田2-8-6 電話047-370-1077 ファクス047-370-1019

○子育てに関する電話相談 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時 電話047-370-5286

○児童虐待に関する相談、通告 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時 電話047-370-1077

休日・夜間受付 (24時間・365日)、子ども家庭110番 (中央児童相談所) 電話043-252-1152

13-20 千葉県医療的ケア児等支援センター

県内の医療的ケア児等及びそのご家族からの様々な相談にワンストップで対応する相談窓口です。

業務内容

- ・医療的ケア児等及びその家族等に対する相談支援
- ・地域における連携体制の構築に関する情報提供・助言
- ・医療的ケア児等を支援する人材の育成 等

千葉県緑区誉田町1-45-2 千葉県千葉リハビリテーションセンター 2階

受付時間 午前9時～午後5時 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

電話043-291-1831 ファクス043-291-1853 メール polaris@chiba-reha.jp

権利擁護

13-21 障がい者権利擁護センター

障がい者虐待・養護者の支援に関すること (通報・届け出含む)、障がいを理由とする差別に関することなどについて相談を受け付けています。(P.111参照)

市役所 3階 (障がい事業課内)

電話047-712-6837 ファクス047-355-1294 メール shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp

13-22 市川保健所（市川健康福祉センター）

○障がい者差別に関する相談（市川・浦安圏域相談窓口）

千葉県では、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」のもと、障害を理由に差別をされたり、つらい思いをしている方のご相談に応じています。相談は無料です。

専用電話047-377-8854（月曜日から金曜日の午前9時から午後5時、祝日・年末年始を除く）

市川市南八幡5-11-22 電話047-377-1102 ファクス047-379-6623

13-23 障害者人権110番（千葉県手をつなぐ育成会）

障がいのある方とその家族の方や、関係者の方々のために電話または来所、ならびに法律相談を受け付けています。

相談可能な時間帯 平日の午前10時から午後4時 相談時間以外でも留守番電話、FAXにより相談を受けます。

法律相談 毎月第1火曜日（予約制）

千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター内4階

相談専用 電話・ファックス043-246-2282 携帯番号090-8846-7141

悩み・困りごと

13-24 身体障害者相談員

市では、身体障がいのある方の更生援護に関する身近な相談員として、次の方に相談員を委嘱しています。

障がいの内容	相談員氏名	連絡先	相談可能な時間帯（※）
上肢・下肢の障がい	大場 浩	電話047-354-2452	火曜を除く午前10時から午後8時
	相馬 茂	電話047-354-5182	平日 午後5時以降、休日
聴覚障がい	野坂 豊弘	メール policy.deaf.urayasu@gmail.com	受付は随時

13-25 知的障害者相談員

市では、知的障がいのある方の養育・就学・生活に関する身近な相談員として、次の方に相談員を委嘱しています。

相談員	氏名	連絡先	相談可能な時間帯（※）
	川口 英樹	電話047-351-9312 ファクス047-351-6336	平日の午前10時から午後4時

13-26 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に基づく相談員

千葉県では、障がいのある方の身近な相談員として、次の方に地域相談を委託しています。

身体障がい相談員	上記、市の身体障害者相談員が兼任		
知的障がい相談員	上記、市の知的障害者相談員が兼任		
	氏名	連絡先	相談可能な時間帯（※）
精神	福田 真清	電話047-353-2130	平日の午前9時から午後5時

（※）相談可能な時間帯であっても、仕事や外出等により対応できない場合もありますので、予めご了承ください。また、早朝・深夜のご相談はご遠慮ください。

（窓口）障がい事業課 電話047-712-6398 ファクス047-355-1294

メール shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp

13-27 中核地域生活支援センターくらっち

中核地域生活支援センターとは、千葉県が、子どもからお年寄りまでを対象に包括的相談と権利擁護の活動の拠点として、県内13ヶ所に設置している窓口です。くらっちは、浦安市と市川市を担当するセンターです。

- 包括的相談支援（制度の狭間にある方、複合的な課題を抱えた方などの相談支援）
- だれもが安心して暮らしてつづけるための地域のネットワークづくり
- 社会的に不利な立場にある人の権利擁護活動

千葉県浦安市北栄1-16-30 レドンド・ビル303 電話047-318-9551 ファクス047-318-9520
メール clutch@chiraku.com

13-28 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受けて、障がいのある方をはじめ、子どもから高齢者まで、地域福祉の相談相手としてきめ細かな指導・助言にあたっています。

(窓口) 社会福祉課 電話047-712-6388 ファクス047-355-1294 メール shakaifukusika@city.urayasu.lg.jp
社会福祉協議会 電話047-355-5271 ファクス047-355-5277 メール fukushi@urayasushi-shakyo.jp

13-29 千葉いのちの電話

自殺防止を目的に活動しています。精神的に悩んでいる方、家族や対人関係で悩んでいる方などの相談も、訓練を受けた相談ボランティアが受けています。

- 相談電話043-227-3900 24時間年中無休（変更となる場合はHPでご案内します）
- インターネット相談 <https://www.chiba-inochi.jp>
- 対面相談 要予約 予約専用電話043-222-4331

事務局 電話043-222-4416 ファクス043-227-6911 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時

13-30 わかちあいの会 ひだまり

大切な人を自死で亡くされた方が、安心して気持ちを語り、痛みをわかちあい、支えあう場所です。千葉いのちの電話の相談ボランティアが研修を受けて、お手伝いさせていただいています。

開催日時

毎月 第3土曜日 午後1時30分から 会場 お問い合わせいただくかHPでご確認ください。

奇数月 第2日曜日 午後1時30分から 会場 アミュゼ柏

偶数月 第3金曜日 午後1時30分から 会場 印旛健康福祉センター

個人対面相談（事前予約） 奇数月 第3金曜日午後1時から 会場 印旛健康福祉センター

事務局 電話043-222-4416 ファクス043-227-6911 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時

はたらくこと

13-31 浦安市障がい者就労支援センター

障がいのある方の就労支援と、企業が障がいのある方を安心して雇用できるための企業支援を行います。

※利用には登録が必要です

※来所する場合は事前にご連絡ください

月曜日から金曜日 午前9時から午後5時30分

浦安市千鳥15-5 電話047-304-6200 ファクス047-304-6202

メール urayasu-syurosien@roukyou.gr.jp

13-32 障害者就業・生活支援センターいちされん

障がいのある方に対して就業面・生活面の相談支援を一体的に行うセンターです。関係機関等と連携し、就職活動から定着支援を行います。また事業主様に対しての雇用支援も行っています。

※相談、登録ご希望の場合、まずは事前にご連絡ください

月曜日から金曜日 午前9時から午後5時

市川市南八幡5-17-11 1F 電話047-300-8630 ファクス047-300-8631

メール info@ichisaren.com

13-33 千葉障害者職業センター

障がいのある方に対して、就職に向けた相談・支援から就職後のフォローアップまで、一連の支援をハローワーク（公共職業安定所）と連携して行っています。また、うつ病等で休職されている方には復職支援を、事業主に対しては、障がいのある方の雇用・定着に関する相談・支援を行っています。

千葉県美浜区幸町1-1-3 電話043-204-2080 ファクス043-204-2083
メール chiba-ctr@jeed.go.jp

視覚障がい

13-34 視覚障がい者のための相談・支援室（社福）千葉県視覚障害者福祉協会

視覚障がいのある方や家族のために、助言や生活指導、点字の指導などを行っています。また、多くの方々の自立更生・社会参加を目的に電話または面談（要予約）による相談を受け付けています。毎月末の水曜日は午前10時～午後3時まで、視覚障がいのある方の交流会、ふれあい会を開催しています。

1. 点字教室（個人指導）

毎月第1・3水曜日 午前10時から正午、午後1時から午後3時

2. 相談

毎月第1・2・3水曜日（祝・祭日、夏期および年末年始を除く） 午前10時から午後4時

四街道市四街道1-9-3 相談専用電話043-421-6910（第2水曜日は、080-7153-8228）

電話043-421-5199 ファクス043-421-5179 メール jimukyoku-chibaken@tisikyoo.jp

聴覚障がい

13-35 緊急通報用ファクス

	ファクス
浦安警察署	110
浦安市消防本部	119

※ファクス以外にも、携帯電話のインターネット通信機能を用いて緊急通報をすることができます。

13-36 メール110番システム（警察）

<https://chiba110.jp>

※110番アプリシステムもあります。

iPhoneの方はAppStoreから、Androidの方はGoogle Playで「110番アプリ」を検索しダウンロードしてください。

13-37 NET119緊急通報システム（消防）

内容 聴覚や発話の障がい等により音声通話が困難である方が、携帯電話やスマートフォンのWeb（インターネット）機能を通して、火災や緊急時に、消防車・救急車をメールで要請することができます。

対象者 聴覚や発話などの障がいがあり「身体障害者手帳」をお持ちの方

窓 □ 障がい福祉課

電話047-712-6394 ファクス047-355-1294

メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp

浦安市消防本部警防課通信指令室

電話047-304-0145 ファクス047-352-3597

メール fd.shirei@city.urayasu.lg.jp

精神障がい

13-38 市川保健所（市川健康福祉センター）

○精神保健福祉相談

こころの健康や、精神科領域の病気や治療、社会生活あるいは日常生活上の問題や、障がいなどに関する様々な相談に応じます。

1. 専門医による相談（定例）精神科医師が相談に応じます。事前予約制。

浦安市健康センター会場の相談日は、月1回（原則第1金曜日）、市川保健所（市川健康福祉センター）の相談日は、月3回（第1月曜日、第2月曜日、第4金曜日）です。時間は、いずれも原則午後1時30分から午後3時30分まで。詳しくは、予約時にお伝えします。

2. 職員による相談（随時）

精神保健福祉相談員（精神保健福祉士）や保健師が相談に応じます。※面接相談をご希望の方は、できるだけ事前にご連絡をお願いします。職員が他の相談や訪問などのために、すぐには相談に応じることができない場合もあります。 地域保健課 047-377-1102

電話相談 平日 午前9時から午後5時、面接相談 平日 午前9時から午後5時
市川市南八幡5-11-22 電話047-377-1102 ファクス047-379-6623

13-39 精神保健福祉相談（千葉県精神保健福祉センター）

心の健康、精神疾患及び精神科医療、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存、思春期精神保健など精神保健福祉全般に関する電話及び面接による相談を行っています。

①面接相談は予約制です。

一般相談 相談専用電話043-307-3360

受付時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後6時30分（祝日・年末年始を除く）

アルコール・薬物・ギャンブル等相談 電話043-307-3781

受付時間 月曜日から金曜日 午前9時30分から午後4時30分（祝日・年末年始を除く）

発達障がい

13-40 千葉県発達障害者支援センターCAS

発達障がいのある方が、より身近な地域での支援につながることを目的として相談支援等を行っています。また、研修等を通して地域の支援機関のバックアップも行っています。

詳しくはホームページをご覧ください。

千葉市中央区中央2-9-8 千葉広小路ビル601号室 電話043-227-8557 ファクス043-227-8559

女性

13-41 多様性社会推進課

女性が抱える様々な問題を、相談者が自ら解決できるように「女性のための相談」「女性のための法律相談」を行っています。また、人権に関する「人権相談」を行っています。

○女性のための相談（予約制 50分/回）

原則、毎週火・木曜日 午前10時から午後4時 ※午後2時30分から午後8時の場合あり

○女性のための法律相談（予約制 40分/回） 月2回（相談日はお問い合わせください。）

○人権相談（予約制） 原則として毎月第2月曜日 午後1時から午後3時

浦安市1-1-2 文化会館2階 多様性社会推進課（ルピナス）

電話047-712-6803 メール tayousei@city.urayasu.lg.jp

13-42 千葉県女性サポートセンター

配偶者や交際相手からの暴力に悩んでいる方からの相談を受け付けています。また、暴力以外にも、女性の抱える諸問題について広く相談に応じ、保護、援助を必要とする女性の支援を行っています。

○相談

電話相談 365日24時間受け付けています。匿名でも結構です。

面談相談（予約制） 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時

専門相談（予約制） 法律相談（原則月2回）、健康相談（原則月1回）

○一時保護

配偶者などからの暴力から逃れたいと思っても、相手に知られずに安心して身を寄せる場所がない場合に、一時的に避難する手段です。

電話043-206-8002

年金

13-43 市川年金事務所

年金に関する各種情報の提供を行うとともに、個人の年金相談及び請求の受付を行っています。

（相談受付時間）

月曜日 午前8時30分から午後7時、火曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分、

第2土曜日 午前9時30分から午後4時

※窓口での相談の場合は、予約相談をご利用ください。

※相談日・受付時間は月ごとに変りますので、直接お問い合わせください。

市川市市川1-3-18 京成市川ビル3階

代表電話047-704-1177 予約受付専用電話0570-05-4890

ねんきんダイヤル0570-05-1165

消費生活

13-44 消費生活センター

消費生活に関するトラブルや苦情、多重債務などの相談に応じています。消費生活相談のほか、消費者教育講座や出前講座の開催、その他消費生活に関する情報の提示や提供、啓発資料の配布などを行っています。

※消費生活に関するトラブル…売買や請負、役務契約時のトラブルのほか、架空請求や送り付け商法、食品や製品の問題表示などのトラブルをいいます。

○消費生活に関する相談 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）午前10時から午後4時

相談専用電話047-390-0030

消費生活センター（市役所10階） 電話047-390-0086 ファクス047-390-6521

メール urasen@city.urayasu.lg.jp

健康・保健について

13-45 健康増進課

大人の方の健康に関するさまざまな相談に応じています。

健康相談、栄養・食事相談、歯科保健相談のほか、出前講座などの健康教育や予防接種・各種健（検）診のご案内も行っていきます。

浦安市猫実1-2-5 健康センター 1階 電話047-381-9059 ファクス047-381-9083

メール kenzo@city.urayasu.lg.jp

13-46 市川保健所（市川健康福祉センター）

保健所は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として、精神保健、難病対策、エイズ対策などの保健サービスや、食品衛生、生活環境、医事、薬事などに関する監視および指導、検査業務などを行っています。

市川市南八幡5-11-22 電話047-377-1101 ファクス047-379-6623

福祉サービスに関する苦情相談

13-47 千葉県運営適正化委員会

福祉サービスに関する苦情解決にむけた助言、事実確認、調査、申し入れ、話し合いの調整を行うことにより、福祉サービスの適切な利用または提供を支援します。

電話相談は、月曜日から金曜日の午前10時から正午、午後1時から午後4時（祝日、年末年始を除く）来所相談は要予約となりますので、まずはお電話等でご連絡ください。受付時間は電話相談と同じです。

千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター 電話043-246-0294

ファクス043-246-0298 メール support@chibakenshakyo.com

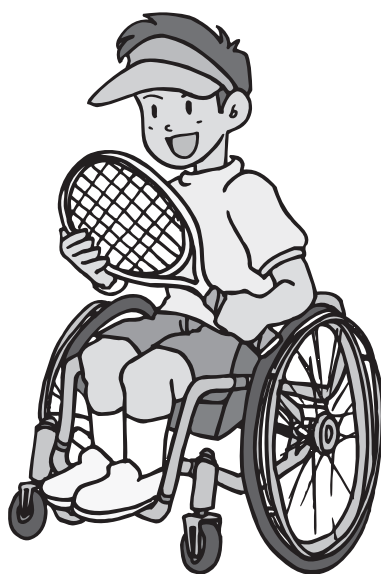
その他専門機関

13-48 千葉県中央障害者相談センター

18歳以上の身体障がい者について、補装具・自立支援医療（更生医療）の判定を行っています。また、18歳以上の知的障がい者について、療育手帳等に関する医学的、心理学的判定を行っています。判定は、予約制となっていますので、浦安市障がい福祉課障がい福祉係（047-712-6393）を通して、相談日時を予約してください。

千葉市緑区誉田町1-45-2千葉リハビリテーションセンター内 最寄駅 JR 外房線鎌取駅

電話043-291-6872 ファクス043-291-8488



☆市役所周辺地図

